

入 札 説 明 書

石川県立学校産業教育用コンピュータネットワーク設定変更業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県立学校産業教育用コンピュータネットワーク設定変更業務委託

(2) 業務内容の仕様等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和 7 年 10 月 14 日まで

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

入札金額は、1(3)の契約期間に係る総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 7 年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 7 年石川県告示第 113 号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 過去に、国又は都道府県におけるネットワーク設置変更において、教育用コンピュータに関するネットワーク設定変更業務を受託し、納入した実績を有すること。なお、構築業務や保守業務を含む賃貸借契約（自治体との直接契約ではなくリース会社を介する契約も含む。）の中で当該業務を遂行した場合も実績として認める。

(4) 公告掲載時から契約締結時までの期間に、県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加資格確認の申請等

入札者は、以下のとおり入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出書類

- ・入札参加資格確認申請書（様式1）
- ・参加資格要件としている納入実績が確認できる書類（様式自由、契約書の写し等）

(2) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は書留郵便とし、受領期限必着とする。）

(3) 受領期限

令和7年5月23日（金）午後1時

(4) 提出場所

4（3）に示す場所

(5) 入札参加資格の確認結果通知

文書により通知するものとする。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出期限

ア 提出期限 令和7年5月30日（金）午前10時

イ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。）

(2) 開札日時及び場所

令和7年5月30日（金）午前10時 石川県庁 行政庁舎 17階 教育委員会室

(3) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎17階）

石川県教育委員会事務局教育政策課学校施設グループ

電話番号 076-225-1813

5 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等に関する質問は、簡易な事項に関するものを除き、以下のとおり行うこと。

(1) 質問方法

11に示すメールアドレスに電子メールで質問票（様式2）を添付し提出すること。メールの題名は以下のとおりとする。なお、受信した電子メールには石川県から確認メールを返信し、その確認メールをもって質問の受付を完了したものとする。

題名：【入札参加者名】石川県立学校産業教育用コンピュータネットワーク設定変更業務委託の入札等に係る質問

(2) 質問期限

令和7年5月20日（火）午後3時

(3) 回答方法

質問及び回答の内容を、以下の石川県ホームページに掲載する。個別の回答はしない。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/seisaku/sangyoukyouikupc.html>

(4) 回答掲載期間

令和7年5月21日（水）から同年5月30日（金）午前10時まで

6 入札及び開札

入札者は、本入札説明書及び仕様書（別添1）、契約書（案）（別添2）（「以下契約条件という。」）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該契約条件について疑義がある場合は、4（3）に対して説明を求めることができる。ただし、入札後、契約条件についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（1）入札書の提出方法

入札書（様式3）を持参または郵送

持参の場合は受領期限までの執務時間中（午前8時30分～午後5時15分まで）とする。

郵送の場合は簡易書留とし、受領期限必着とする。（郵送の宛先は4（3）に示す場所）

（2）入札書の受領期限

入札公告の日から令和7年5月30日（金）午前10時まで

（3）入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

（4）入札者は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 業務名

イ 入札金額

ウ 入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 入札書の宛名は石川県知事とすること。

オ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

（5）入札書は、持参する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封書の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札〔調達案件名〕の入札書在中」と朱書し、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の表には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の表には「何月何日開札〔業務名〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

（6）入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

（7）入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（8）入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

（9）入札書に記載する金額は、仕様書に示す納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（10）入札公告により競争入札参加者資格審査申請書を提出した者が、「2 入札者に必要な資格」を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

- (11) 開札の日時及び場所
令和 7 年 5 月 30 日（金）午前 10 時
石川県庁 行政庁舎 17 階 教育委員会室
- (12) 開札は、入札者が出席して行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (13) 開札場には、入札者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(14)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (14) 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (15) 入札者は、開札に立ち会うときは入札関係職員の求めに応じ、入札参加資格確認結果通知書及び身分証明書又はその写しを提示しなければならない。なお、代理人においては、入札権限に関する委任状（様式 4）を提出しなければならない。
- (16) 入札者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札中は、開札場を退場することはできない。
- (17) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (18) 入札者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札者の代理人となることができない。
- (19) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
この場合において、入札者のすべてが立ち会っている場合（入札者が開札に立ち会わない場合で、当該入札者が再度入札を辞退した場合を含む。）にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において再度入札を行う。

7 入札保証金
免除する。

8 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 2 に示した入札者に必要な資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 業務名及び入札金額のない入札
- (3) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）及び押印がない又は判然としない入札書
- (4) 当該入札における同一人の二以上の入札書
- (5) 委任状を持参しない代理人の入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (7) 業務名の表示に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札公告において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (9) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書
- (10) 入札金額が不明な入札書
- (11) 入札金額を訂正した入札書
- (12) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (13) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書

(14) その他入札に関する条件に違反した入札書

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定した場合、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

免除する。

9 契約書の作成

- (1) 契約条項は、(別添 2) のとおりとする。
- (2) 契約締結者は、石川県知事 馳 浩とする。
- (3) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、当該契約の相手方に落札決定の通知をした日から起算して 5 日以内(当該期間内に石川県の休日定める条例(平成元年石川県条例第 16 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)に当たる日があるときは、その日を加算した期間)に契約書の取り交わしをするものとする。
- (4) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに石川県知事が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (5) (4) の場合において、石川県知事が記名して押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- (6) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (7) 石川県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。
- (8) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

10 その他必要な事項

- (1) 入札者又は契約の相手方が本件業務に関して要した費用については、すべて当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札書が無効となった者は当該入札に再度参加することはできない。
- (3) 入札書の宛名は石川県知事とすること。
- (4) 入札金額の見積内訳書は、求めに応じて提出できるようにしておくこと。
- (5) 本件業務についての照会先は、4 (3) の場所とする。

11 担当部署

〒920-8575 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地（行政庁舎 17 階）

石川県教育委員会事務局教育政策課

電話番号：076-225-1813 メールアドレス：k-kohoul@pref.ishikawa.lg.jp